

統 審 議 第 7 号
平成19年9月14日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第320号の答申
日本標準産業分類の改定について

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所における財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和24年に設定され、これまで11回の改定が行われている。

総務省は、本産業分類について、平成14年3月の改定以降の情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合させるため、大分類を新設するほか、各大分類に属する中・小・細分類項目の新設、廃止等の見直し及びこれまで企業内の主要な経済活動と同一として取扱ってきた本社等の管理、補助的活動を行う事業所について、新たに分類項目を設けるなどの全面的な改定を行うことを計画している。

本審議会は、今回の改定計画全般について、①情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合、②統計の利用可能性を高めるための確かな分類項目の設定と概念定義の明確化、③産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上等の観点を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 改定分類項目案

日本標準産業分類については、別紙「日本標準産業分類第12回改定分類項目表（案）」のとおり改定することが適当と認められる。

その主要な改定事項は、次のとおりである。

(1) 大分類項目

ア 「農業、林業」の統合・新設

大分類「林業」については、前回の第11回改定に係る統計審議会答申「日本標準産業分類の改訂について」（平成14年1月11日付け諮問第268号の答申。以下「前回

答申」という。)において「事業所数、従業者数等が極めて少ないことから、その在り方について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「林業」について、大分類「農業」と統合し、大分類「農業、林業」を新設する計画である。

これについては、①林業の就業者数及び事業所数は一貫して減少しており、直近の国勢調査及び事業所・企業統計調査の結果において、全産業に占める割合が極めて低いこと、また、農業についても同様の傾向にあること、②林業だけに従事する林業専業従事者の割合は低く、林業従事者の約60%が農業に従事しながら林業にも従事する、いわゆる「農家林家」である状況にあること、③近年の農業及び林業に係る施策が相互に関連性を高めてきており、農業と林業が従来にも増して密接になっていることなどから、適当と認められる。

なお、農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。

イ 「鉱業、採石業、砂利採取業」への名称変更

大分類「鉱業」については、活動の実態により適切に合致した名称になるよう、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称を変更する計画である。

これについては、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、大分類「鉱業」の中で、「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」の事業所数は5%未満に過ぎず、「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約84%と大半を占める状況にかんがみれば、適当と認められる。

ただし、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。

ウ 「運輸業、郵便業」の統合・新設

日本郵政公社の民営分社化により郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足することを踏まえ、大分類「運輸業」に、新たに中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を設け、これに大分類「情報通信業」の小分類「信書送達業」を統合し、大分類「運輸業、郵便業」を新設する計画である。

これについては、①日本郵政公社が民営化し、分社化することに伴い、郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足し、その事業活動が物流の領域まで幅広く広がっていくことになること、②信書送達業を行う事業者の多くが運輸業者の関係であること、また、③国際標準産業分類（以下「国際分類」という。）や北米産業分類システム（以下「北米分類」という。）等の国際的な産業分類との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

エ 「不動産業，物品賃貸業」の統合・新設

物品賃貸業については、①その経済活動が「物品を賃貸する」という点において、不動産業において行われる不動産の賃貸に係る活動と類似していること、②前回答申において「ファイナンス・リースは、企業における財務処理上の事務手続等の動向を踏まえ、他の大分類に移行することの適否について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「物品賃貸業」と大分類「不動産業」を統合し、大分類「不動産業，物品賃貸業」を新設する計画である。

これについては、①企業会計基準上、ファイナンス・リースの主要な取引形態である所有権移転外取引が売買処理として扱われることになったことから、ファイナンス・リースを含む中分類「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと、②近年、不動産リースを取り扱う物品賃貸事業者が出現してきていること、③北米分類等との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

なお、「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。

オ 「学術研究，専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」の新設

サービス業については、前回答申において「今後さらに、例えば、専門的知識・技術の提供に関する産業など、その産業規模が大きく、国際比較上意義あるもので、データが安定的に収集できる可能性のあるものについて、その定義・範囲を調査・研究し、大分類として新設することの適否について検討をする必要があること」と指摘されていること、また、前回の第11回改定以降も大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所数及び従業者数の伸びが続き、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、事業所数は全産業の約19%、従業者数は同約15%を占めるに至っていること等を踏まえ、その分割を検討し、以下のとおり、新たな大分類を新設する計画である。

① 大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「学術・開発研究機関」及び「専門サービス業（他に分類されないもの）」に加えて、中分類「その他の事業サービス業」に含まれる技術サービスに係る事業を統合して新設される中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を統合し、大分類「学術研究，専門・技術サービス業」を新設する。

② 大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」及び「娯楽業」を統合し、大分類「生活関連サービス業，娯楽業」を新設する。

これらについては、サービス産業の実態が明らかになることにより統計利用上の利便性が向上し、国際分類や北米分類等との比較可能性も向上することから、おおむね適当と認められる。

ただし、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に含まれる中分類「広

告業」については、主として広告依頼人のために企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等の専門的サービスを総合的に行う事業者が大部分となっていること及び国際的な分類との比較の更なる向上を図るため、新設する大分類「学術研究，専門・技術サービス業」に移項することが適当である。

また、大分類「教育，学習支援業」の小分類「教養・技能教授業」に含まれる細分類「フィットネスクラブ」については、スポーツ技能を教授するという側面はあるものの、スポーツ施設の利用が主となっている実態を踏まえれば、新設する大分類「生活関連サービス業，娯楽業」の中分類「娯楽業」の小分類「スポーツ施設提供業」に移項することが適当である。

カ 「宿泊業，飲食サービス業」の統合・再編

前回改定で大分類「飲食店，宿泊業」が新設されたが、前回答申において、「その場所で飲食を提供する一方、テイクアウトやデリバリーサービス等料理品小売業を行う事業所が多くみられるようになってきていることから、今後これらの産業の実態を調査・研究し、現行の飲食店の定義・範囲の在り方について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「卸売・小売業」の細分類「料理品小売業」に含まれている事業のうち、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する「飲食店」に類似の活動を、大分類「飲食店，宿泊業」に新設する中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類し、現行の大分類「飲食店，宿泊業」と統合して、大分類「宿泊業，飲食サービス業」を新設する計画である。

これについては、「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、その場所で飲食サービスを提供するか否かが相違するだけで、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する機能については同様であること、また、近年、ニーズの変化に呼応してテイクアウトやデリバリーサービス等のウエートが高まっている「飲食店」が出現しており、このような事業所について、持ち帰りが多ければ「料理品小売業」として大分類「卸売・小売業」に、店内で飲食する割合が高ければ「飲食店」として大分類「飲食店，宿泊業」に分類されるといった、売上げ比率の変動によって大分類間を移動する弊害が解消され、飲食サービス産業に係るデータの正確性が確保できるほか、国際分類や北米分類等との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

(2) 中分類項目

ア 新設項目

中分類項目については、以下のとおり変更することを計画している。

- ① 大分類「製造業」の中分類「繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、中分類「繊維工業」を新設する。
- ② 大分類「製造業」の中分類「一般機械器具製造業」並びに「精密機械器具製造業」及び「その他の製造業」の小分類「武器製造業」を統合、再編し、中分類「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」を新設する。

- ③ 大分類「卸売・小売業」の中分類「飲食料品小売業」の小分類「その他の飲食料品小売業」に含まれる細分類「料理品小売業」の中から、客の注文を受け、調理したものを提供する、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店、給食センター、ケータリングサービス業等を分離し、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」及び「配達飲食サービス業」から構成される中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」を新設する。
- ④ 大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」から小分類「土木建築サービス業」及び細分類「機械設計業」を、中分類「その他の事業サービス業」から小分類「商品検査業」、「計量証明業」及び細分類「非破壊検査業」を分離し、中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を新設する。
- ⑤ 郵便事業株式会社の発足に伴い、同社が行う郵便事業と大分類「情報通信業」の中分類「通信業」に含まれる小分類「信書送達業」を統合し、中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を新設する
- ⑥ 大分類「飲食店、宿泊業」の中分類「一般飲食店」及び「遊興飲食店」を統合し、中分類「飲食店」を新設する。
- ⑦ 中分類「その他の事業サービス業」から、小分類「民営職業紹介業」及び小分類「他に分類されない事業サービス業」の細分類「労働者派遣業」を分離し、中分類「職業紹介・労働者派遣業」を新設する。

①と②については、前回答申における、「製造業について、需要構造の変化、技術革新の進展や生産活動の国際化の更なる進展に対応して、全面的な見直しの検討が必要である。」との指摘を踏まえた見直しであり、産業構造の変化に適合するものとなっていることから、適当と認められる。

③については、移動店舗における飲食であっても、その場所で飲食させる「飲食店」に含まれるので、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」を「持ち帰り飲食サービス業」とすることが適当である。

④については、（i）「専門サービス業」と「技術サービス業」の区分がより明確になるよう、小分類「獣医業」及び「写真業」を中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」から同「技術サービス業（他に分類されないもの）」に移項すること、（ii）サービス活動の実態をより明らかにし統計利用上の利便性向上を図るため、中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」の小分類「その他の専門サービス業」の細分類「社会保険労務士事務所」及び「行政書士事務所」を小分類項目とするとともに、「土地家屋調査士事務所」を細分類項目として新たに設定すること、（iii）中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」の小分類「その他の技術サービス業」の細分類「機械設計業」を小分類項目として設定すること、が適当である。

⑤、⑥、⑦については、経済活動のサービス化・多様化の進展に対応するものであり、適当と認められる。

ただし、大分類「卸売・小売業」については、情報通信技術の高度化等に伴って製品の流通の変化等を的確に把握することを可能とする必要があり、店舗を有することなく消費者に商品を流通させる事業所を分類する中分類「無店舗小売業」を新設し、併せて、製造業、卸売業、小売業における中分類項目の名称、体系等をできるだけ一連のものとして整理することが適当である。

なお、新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

イ 廃止項目

中分類については、①大分類「製造業」の中分類の統合・再編に伴って、「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」、「一般機械器具製造業」及び「精密機械器具製造業」を廃止する、②大分類「金融・保険業」の中分類「郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関」を廃止し、ここに分類されていた事業所については、中分類「銀行業」及び「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」のそれぞれの細分類項目として位置付ける計画である。

これらについては、近年の産業構造の変化からみておおむね適当と認められるが、中分類「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」の項目名については、廃止、統合など今後の政府関係金融機関に係る改革の動向を踏まえて、名称中に政府関係金融機関を含まない「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」とすることが適当である。

(3) 小・細分類項目

ア 新設項目

小分類項目については、「生活関連産業用機械製造業」、「基礎素材産業用機械製造業」、「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」、「電池製造業」、「映像・音響機械器具製造業」及び「金融商品取引業」等の分類項目を新設し、細分類項目については、「すし・弁当・調理パン製造業」、「レトルト食品製造業」、「再生骨材製造業」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「携帯電話機・PHS電話機製造業」、「アナログ型集積回路製造業」、「デジタル型集積回路製造業」、「液晶パネル・フラットパネル製造業」、「半導体メモリメディア製造業」、「ゲームソフトウェア業」、「ポータルサイト・サーバ運営業」、「アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」、「インターネット利用サポート業」、「アニメーション制作業」、「牛乳・乳製品卸売業」、「中古電気製品小売業」、「郵便貯金銀行」、「投資育成業」、「金融商品取引業」、「投資運用業」、「純粋持株会社」、「ハンバーガー店」、「焼肉店」及び「居住支援事業」等を新設する計画である。

これらについては、技術革新や規制緩和の進展、消費者ニーズの変化等を反映した新たな産業形態の確立、既存産業の拡大を踏まえたもので、統計利用上の利便性向上を図る観点から、おおむね適当と認められる。

ただし、小売業において、特定の分野の商品を中核として複数の分野にわたる商

品を取り扱うような業態が定着しつつあることから、小分類「医薬品・化粧品小売業」に細分類「ドラッグストア」を、小分類「他に分類されない小売業」に細分類「ホームセンター」を新設することが適当である。

さらに、高等教育機関を対象として教育に密接なサービスを提供する教育関連機関として、中分類「学校教育」に小分類「学校教育支援機関」を新設することが適当である。

また、小分類「その他の専門サービス業」の細分類「広告制作業」については、映像、音声、文字の情報を制作する活動との類似性から、大分類「情報通信業」の中分類「映像・音声・文字情報制作業」へ移項することが適当である。

なお、①細分類「集積回路製造業」をアナログ型、デジタル型等に細分化することについては、従来どおり細分類「集積回路製造業」とする、②投資を行う事業所を細分類「投資育成業」と細分類「投資運用業」に区分することについては、両者を区分することなく細分類「投資運用業」とする、ことがそれらの実態を踏まえれば適当である。

イ 廃止項目

小分類項目については、「特殊産業用機械製造業」、「米穀類小売業」、「郵便貯金・為替・振替業務取扱機関」、「政府関係金融機関」及び「特殊浴場業」等の分類項目を廃止し、細分類項目については、「うま味調味料製造業」、「製綿業」、「靴型等製造業」、「セロファン製造業」、「紙製衛生材料製造業」、「練炭・豆炭製造業」、「アルミニウム第1次製錬・精製業」、「陶管製造業」、「ほうろう鉄器製造業」、「七宝製品製造業」、「人造宝石製造業」、「石綿製品製造業」、「めっき鋼管製造業」、「やすり製造業」、「マッチ製造業」、「傘・同部分品製造業」、「魔法瓶製造業」、「生糸・繭卸売業」、「染料・顔料卸売業」及び「油脂・ろう卸売業」等の分類項目を廃止する計画である。

これらについては、法制度の改正、事業所数や生産量の減少など近年の産業構造の変化からみて、適当と認められる。

なお、大分類「医療、福祉」の細分類「結核病院」については、事業所数が僅少であるので、細分類「一般病院」に統合するのが適当である。

(4) 産業全般に関連する分類項目

ア 主として管理事務を行う本社等及び補助的経済活動

主として管理事務を行う本社等を、補助的経済活動を行う事業所の一形態としてとらえ、補助的経済活動を行う事業所とともに分類するため、主な中分類ごとに小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を新設する計画である。

これについては、細分類項目レベルで、管理する事業所全般にわたる企業の主たる経済活動と同一とする現行の分類方法では、需要と生産の変動によってしばしば格付が移動することが生じ、これに伴う統計データの不連続性を防げること、また、本社等の管理業務の活動を横断的にとらえることが可能となること、さらに、統計によって事業所の把握が異なっている状況を解消することが可能となることから、

おおむね適当と認められる。

ただし、小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」は、その種の事業所が概念上あり得ない産業を除き、原則としてすべての中分類項目に置くこと、また、補助的経済活動とされる自家用倉庫は、大分類「卸売業，小売業」にのみ置くことが適当である。

なお、今後、「管理，補助的経済活動を行う事業所」の分類について、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

イ 持株会社

持株会社を純粋持株会社と事業持株会社に区分し、純粋持株会社については、大分類「学術研究，専門・技術サービス業」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」に小分類「経営コンサルタント業，純粋持株会社」及び細分類「純粋持株会社」を新設することとし、事業持株会社については、当該事業所の主たる経済活動が管理業務である場合には、本社等に準じて分類することとする計画である。

これについては、事業所の活動として、さまざまな産業分野にまたがるグループ企業の管理を目的とした純粋持株会社を、他の事業所とは別に分類することにより、統計データの利用上の利便性が向上すること、また、事業持株会社については、本社事業所としての活動も行っていると判断されることから、適当と認められる。

2 産業分類に係る基本的事項等について

今回の改定案の審議においては、「1 改定分類項目案」のほかに、産業分類に係る基本的事項等について検討し、以下の結論を得た。

(1) 複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定

日本標準産業分類においては、その一般原則の中で、事業所で複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合、主たる経済活動によって当該事業所の産業を決定することとされ、主たる経済活動は、複数の経済活動の中で、生産される財貨、取り扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いものによるとされている。

今回の改定において、企業における複数の大分類にまたがる多角化の進展を踏まえて、主たる経済活動の決定は、「販売又は出荷する財、あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値によって決定されるのが最良である」とする国際分類に倣い、原則として付加価値額によることとし、付加価値額によることが困難な場合には、付加価値に代わる指標として、産出額、販売額、収入額、従業者数等を用いることとする趣旨に沿って、一般原則の記述を修正する。

(2) 製造小売業の取扱い

日本標準産業分類では、製造した商品をその場所で消費者に販売する、いわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類してきた。このような業態は、在来型の菓子屋、パン屋などに数多くみられるが、昨今、インターネットを介して工場から消費者

に直接販売する事業形態が輩出している。これも定義上、製造小売業に該当するが、前者が実際の店舗を構えているのに対して、後者はネット上に仮想的に店舗を有しているに過ぎず、両者の間で、小売活動に要する費用とそこから得られる付加価値には大きな差異がある。付加価値額の大きさにより産業を格付する原則に従えば、後者は製造業に分類することが適切である。

したがって、製造小売業については、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業に分類することとして整理する。

(3) 分類項目の配列

日本標準産業分類の分類項目は、活動内容に従って、取得、加工・組立て、流通、サービスの順に配列されている。

今回の改定において、サービス活動に係る大分類項目について、2つの大分類を新設することに伴い、事業所を主な対象とするサービス、個人生活に関連するサービス、社会公共的なサービスの順に配列することを計画している。これについては、統計利用の利便性確保の観点から、適当と認められる。

ただし、大分類「製造業」の中分類項目については、再編・新設される機械器具製造に係る中分類項目が部品から最終製品への順に配列されることに対応して、電気機器製造に係る中分類項目についても、同様な配列とするよう変更する。

世界各国の経済・産業構造は地球規模で相互により一層、連関を深めており、日本標準産業分類もこうした状況を踏まえて、迅速かつ的確に改定する必要がある。今後も、基礎的な調査・研究を経常的に行い、適時に見直しを行うことが肝要である。

以上

別紙「日本標準産業分類第12回改定分類項目表（案）」（略）